

明石港東外港地区再開発計画検討委員会の傍聴及び議事録閲覧に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、明石港東外港地区再開発計画検討委員会の公開等に関する要綱に基づき、明石港東外港地区再開発計画検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴および議事録の公開の実施に関し、必要事項を定めるものとする。

(委員会開催の周知)

第2条 委員会の開催は事前に周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要事項とする。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席、記者席、議員席に分ける。

(一般傍聴者の定員)

第4条 一般傍聴者の定員は原則として10名とする。ただし、会場の広さに余裕がある場合等、状況に応じて定員数を適宜調整する。

2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、希望者立会のもとで抽選を行い、傍聴者を決定する。ただし、抽選時に不在の者は傍聴することができない。

(一般傍聴の手続き等)

第5条 委員会の傍聴を希望する者は、直接本人が委員会当日に明石港東外港地区再開発計画検討委員会傍聴申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を提出しなければならない。

2 申請書の受付は、委員会開会1時間前から15分前までの間とする。

3 傍聴を認められた者は、傍聴章（様式第2号）の交付を受け、傍聴章を着用の上、入室するものとし、原則として委員会開会後の入室及び退室はできない。

4 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。また、傍聴章は交付当日に限り有効である。

(会議の秩序の維持)

第6条 酒気を帯びている者、危険と認められる器物を携帶している者、その他会長が会議の秩序の維持に協力しないと認める者は、会場に入室することができない。

2 傍聴を認められたものは、傍聴にあたって次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴者は、係員の指示に従うこと

(2) 会議中の発言、質問は認めない

(3) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して批評を加え、又は可否を表明してはならない

(4) 会場において、飲食は又は喫煙をしないこと

(5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に許可願（様式第3号）を会長に提出し、許可を得た場合は開会前について、この限りではない

(6) 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張紙等を使用した示威的行為をしないこと

- (7) 会場において、携帯電話等の無線機器を使用しないこと
 - (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと
- 3 会長は、傍聴者が前項各号に違反したときは退場させることができる。

(報道関係者の傍聴等)

第7条 報道関係者（県政記者クラブ及び神戸民放記者クラブ並びに明石市の市政記者クラブ所属の記者をいう。）による報道のために必要な写真、ビデオ等の撮影は、議事に入るまで認めるものとする。

- 2 傍聴章は、委員会当日、所定の場所で記者傍聴整理簿（様式第4号）に報道機関名、連絡先、氏名を記入することによって交付する。
- 3 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴章を着用の上、入室するものとする。
- 4 議事中の写真撮影、録画、録音等は認めない。
- 5 会議中の発言、質問は認めない。

(議会関係者の傍聴等)

第8条 議会関係者（国会及び県会、市会議員並びに各々の代理人）は、傍聴することができる。

- 2 傍聴章は、委員会当日、所定の場所で議員傍聴整理簿（様式第5号）に氏名を記入することによって交付する。
- 3 傍聴者の交付を受けた者は、傍聴章を着用の上、入室するものとし、原則として委員会開会後の入室及び退室はできない。
- 4 議事中の写真撮影、録画、録音等は認めない。
- 5 会議中の発言、質問は認めない。
- 6 会場の関係から、人数を制限することができる。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、委員会を非公開とすべきであると会長が認めたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録等の閲覧)

第10条 委員会の議事録は、事務局が作成する。
2 委員会の資料及び議事録は、事務局において閲覧に供する。

附 則

この要領は平成28年10月4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

明石港東外港地区再開発計画検討委員会傍聴申請書

標記委員会を傍聴したいので申請します。

明石港東外港地区再開発計画検討委員会会長 様

平成 年 月 日

(番 号)

(住 所)

(氏 名)

(連絡先)

-----切り取り線-----

(申請者控え)

(番号)

(注意事項)

1. 酒気を帶びている人、危険と認められる器物を携帯している人、その他会長が会議の秩序の維持に協力しないと認める人は、会場に入室することができません。
2. 傍聴を認められた方は、傍聴にあたって次の事項を守って下さい。
 - (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。特に、非公開にすべきと会長が認めたときは、速やかに退場すること。
 - (2) 会議中に発言、質問をしないこと。
 - (3) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 許可を受けない限り、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (6) 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張紙等を使用した示威的行為をしないこと。
 - (7) 会場において、携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

これらに違反したときは、退場して頂きます。

様式第2号（第5、7、8条関係）

明石港東外港地区再開発計画検討委員会

第 号

傍聴章 (議員・記者・一般)

(お帰りの際にお返し下さい)

様式第3号（第6条関係）

写 真 摄 影 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影の目的	
撮影者等の住所 氏名・連絡先	
フラッシュ使用 の有無	有 • 無
備考	撮影は議事に入るまでとし、議事中は撮影を認めません。
上記の通り、ご許可願います。	
平成 年 月 日	
明石港東外港地区再開発計画検討委員会会長 様	
(申込者住所) <hr/>	
(氏 名) <hr/>	
(連絡先) <hr/>	

様式第4号（第7条関係）

記者傍聴整理簿

番号	報道機関、支局（社）	連絡先	氏名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

様式第5号（第8条関係）

議員傍聴整理簿

番号	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	